

特定健診・がん検診等の受診方法

図2

医療保険	健診項目	～39歳	40歳～64歳	65歳～74歳	75歳以上	
国民健康保険	基本健診(39歳まで)	国保の健診で受診			後期高齢者医療保険	
	特定健診(40歳以上)		国保の健診で受診			
	がん検診	市の健診で受診				
	介護予防のための生活機能評価	――	――	市の健診で受診		
社会保険等	基本健診(39歳まで)	事業所の健診等				後期高齢者医療保険
	特定健診(40歳以上)		加入の医療保険で受診			
	がん検診	市の健診で受診				
	介護予防のための生活機能評価	――	――	市の健診で受診		

※75歳以上の後期高齢者医療被保険者については、保険者での実施が未定です。決定次第お知らせします。
※39歳までの方の特定健診(基本健診)については国保被保険者は市で、それ以外はお勤めの事業所にご相談ください。



☎ 32-1111
市民課 国民年金係
健康づくり推進課
保健総務係

【問い合わせ先】
後期高齢者医療制度
市民課 老人保健係
特定健診
市民課 国民年金係

20年度の市の健診は、以上の事を踏まえ新しい健診体制で実施する事になりますが、特定健診以外のがん検診、結核検診なども従来どおり実施する方針です。
具体的実施方法は現在、利便性や費用対効果を考慮して検討中ですが、決定次第、広報紙などでお知らせします。
皆様のご意見をお待ちしています。

健診方法は、再度お知らせします

健康をつかみ取る努力をするのが「健康立市」の実現につながるのではないのでしょうか。

平成 20 年度から
健診が義務化になります

医療制度の改革

年々増加する医療費の問題は、国・県・市の財政を圧迫するだけでなく、市民の皆さんの負担を増やしつつあります。
そこで国は、20年度から医療制度改革を実施することになりました。
今回は、その変更点とこれからの問題、方向性を皆さんと一緒に考えてみたいと思います。

今回の改正の大きな柱は、
○後期高齢者医療制度の創設
○保険者による健診の義務化
ですが、それぞれに市民の皆さんに直接関係するものですのでその概要をお知らせします。

新しく「後期高齢者医療制度」
今まで75歳以上の人の医療保険として、市は「老人医療制度」を運営してきましたが、それが廃止され、20年度から「後期高齢者医療制度」に変わります。
市町村単位の保険から県単位となり熊本県後期高齢者医療広域連合が高齢者医療の保険者となります。

自己負担割合
後期高齢者医療では、医療費の自己負担は今までどおり一割負担となります。ただし現役並み所得者は三割負担になります。

保険料の賦課
後期高齢者医療制度の財源は、図1のとおりで、75歳以上の人に、全体の医療費の1割が保険料として賦課徴収されます。
一人一人の保険料については、収入(所得)状況によりこれから決定されますが、現時点では、年金などからの特別徴収と納付書による普通徴収が予定されています。

特定健診・特定保健指導
市は、市民の皆さんの健康維持のため、毎年基本健診を実施してきましたが、20年度からその健診が「特定健診」と名前を変え、健診後の保健指導と併せて、保険者(国保は市)の義務となります。
この特定健診は、生活習慣病の元凶と言われるメタボリックシンドローム(内臓脂肪型肥満)

図3 平成 18 年 基本健診受診者総合判定区分 (国民健康保険)

